



2026年 3月10日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 重富 崇史  
 (東証スタンダード: 9425)  
 問合せ先 執行役員 企画管理部長 武本 遼祐  
 電話番号 03-6230-9388  
 URL <https://www.reyuu-japan.com/>

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(3) 処分価額	1株につき326円
(4) 処分総額	19,560,000円
(5) 処分先及び人数並びに株数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名 28,000株 当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名 6,000株 当社従業員3名 26,000株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

その後、2025年12月22日開催の取締役会において、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会（以下「本株主総会」）において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件として、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）においても、当社の中長期的な企業価値向上に向けた視点の共有を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度の対象に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした本制度に改定いたしました。

改定後の本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において、上記金銭報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬については対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額59百万円以内（うち社外取締役分は9百万円以内）と設定し、発行又は処分される当社普通株式の総数を年11万8千株（うち社外1万8千株）以内とすることについて

ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、対象者の職責の範囲、当社の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、対象取締役4名及び従業員3名（以下「対象者」という。）に対して金銭報酬債権合計 19,560,000 円を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させることにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 60,000 株を処分することを決議いたしました。

なお、従業員3名に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブの付与及び企業価値向上への一層の参画意識の醸成を目的として付与するものです。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。また当社は各対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結する予定であり、その概要は以下のとおりです。

#### （1）譲渡制限期間

対象者は、2026年3月25日（処分期日）から2029年3月24日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### （2）譲渡制限の解除条件

当社は、対象者が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

#### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社の取締役または従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

#### （5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### 4. 払込金額の算定根拠

本自己株式処分における処分価額は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年3月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である326円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠で

きないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上